

令和 7 年度 児童育成支援拠点事業運営業務に係る
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、令和 7 年度 児童育成支援拠点事業運営業務について公募型プロポーザル方式により受託候補者を選定するために必要な手続を定めるものとする。

2 業務概要

(1) 業 務 名 令和 7 年度 児童育成支援拠点事業運営業務

(2) 業務場所 下関市内 1 箇所

①下関市支所設置条例（平成17年条例第14号）に規定する川中支所管内を除く市内に拠点を開設し、少なくとも 1 つの中学校の通学区域内の小・中学生を支援対象とすること。なお、小・中学校の区域は、下関市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則（平成17年教育委員会規則第17号）を参照すること。

②ただし、川中支所管内に拠点を開設する場合において、川中支所管内以外の 1 中学校区の学齢期以降の児童を支援対象とする場合は、本公募型プロポーザルに提案できるものとする。

(3) 業務期間 令和 8 年 2 月から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

※令和 8 年 2 月中に業務開始すること。

(4) 契約期間 契約締結日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

※契約締結日から業務開始日前日までは、準備期間とする。

(5) 業務内容 別紙 1 令和 7 年度 児童育成支援拠点事業運営
業務仕様書のとおり

3 見積限度額 7, 3 8 3, 0 0 0 円

（週 5 日型で 1 か月を超える業務期間に、以下の全メニューを実施する場合）

【見積基準額】

		週 3 日 型	週 4 日 型	週 5 日 型
基本分		1,586,000 円	2,114,000 円	2,642,000 円
加 算 分	送迎加算	145,000 円	193,000 円	241,000 円
	賃借料補助加算	500,000 円		
開設準備費		4,000,000 円 ※令和 7 年度中に支払われたものに限る。		

※基本分及び加算分（送迎加算、賃借料補助加算）は、2 か月実施する場合の見積基準額を記載しており、実施月数に応じて「事業実施月数÷2」を乗じた額（1 円未満切り捨て）とする。

※本事業は、社会福祉法第 2 条に規定する第二種社会福祉事業に該当し、消費税法第 6 条第 1 項(別表第一)により、消費税及び地方消費税は非課税

4 日程

- | | |
|---------------------|---|
| (1) プロポーザル実施の公告日 | 令和 7 年 9 月 1 日（月） |
| (2) 参加申込書の提出期限 | 令和 7 年 11 月 26 日（水） |
| (3) 参加資格審査結果通知 | 令和 7 年 11 月 27 日（木）まで
随時発送 |
| (4) 質問の受付期間 | 令和 7 年 9 月 1 日（月）から
令和 7 年 12 月 3 日（水）まで |
| (5) 質問に対する回答 | 令和 7 年 12 月 5 日（金）まで
※ 順次、ホームページに掲載する。 |
| (6) 提案書提出期限 | 令和 7 年 12 月 15 日（月）まで |
| (7) 一次審査（書類審査） | 令和 7 年 12 月中旬 |
| (8) 二次審査（プレゼンテーション） | 令和 7 年 12 月 23 日（火） |
| (9) 選考結果通知 | 令和 7 年 12 月 25 日（木）までに発送 |

5 参加資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (3) 次の申立てがなされていない者であること。
 - ア 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条の規定による破産手続開始の申立て
 - イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条に基づく更生手続開始の申立て
 - ウ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続の申立て
- (4) 下関市暴力団員排除条例（平成 23 年条例第 42 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団若しくは同条第 2 号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者及びこれらと密接な関係を有する者が代表者若しくは役員となっていないこと。
- (5) 下関市税及び国税を滞納している者でないこと。

なお、下関市内に本社若しくは本店又は営業所を有しない場合においては、本店所在地で市区町村税を滞納している者でないこと。
- (6) 学齢期以降の子どもやその保護者に対して、居場所の提供や相談支援を実施した実績が 1 年以上ある団体であること。
- (7) 他に審査委員会が必要と判断した項目

6 参加申込手続

- (1) 提出書類
 - ・ 参加申込書（様式 1）
 - ・ 提案団体概要（様式 2）
 - ・ 実績調書（様式 3）
 - ・ 誓約書（様式 4）
- ※ 下関市物品・役務競争入札参加有資格者名簿、下関市建設工事等競争入札参加有資格者名簿のいずれにも登録のない者について

ては、以下のものも提出。証明書については、提出日の前3ヶ月以内に発行されたものを提出すること。

- ・法人の登記事項証明書（法務局が発行する履歴事項全部証明書）
- ・下関市税の滞納が無いことを証する書類（なお、下関市内に本社若しくは本店又は営業所を有しない者においては、本店所在地の市区町村税の滞納が無いことを証する書類を提出。個人の場合は代表者のもの。）
- ・国税の滞納が無いことを証する書類（納税証明書その3の3）
- ・代表者及び主要構成員を記載した書類（任意様式）
- ・直近1年分の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書、任意様式、なお、個人の場合は、代表者の確定申告書の写しを提出）

(2) 提出方法 郵送又は電子メール

- ・郵送の場合は、書留等配達されたことが証明できる方法によること。本市は郵便事故等により提出期限までに提出書類が到達しなかったことによる責めは負いません。
- ・電子メールで提出する場合は、PDFファイルで提出書類を提出すること。

(3) 提出期限 令和7年11月26日（水）午後5時まで必着

(4) 提出先 下関市こども未来部子育て政策課（事務局）

(5) 参加資格審査の結果通知

ア 通知日 参加資格審査完了後、準備が出来次第

参加申込書を提出したにもかかわらず、参加資格審査結果の通知がない場合は、お手数ですが、令和7年11月27日（金）午後5時以降に（事務局）に電話でご確認ください。

イ 通知方法 電子メール

ウ その他

参加資格審査の結果について、当該通知日の翌日から起算して7日以内に、書面（任意様式）にて市に説明を求めることが出来るものとします。

7 質問の受付及び回答

(1) 質問

ア 提出様式 質問書（様式５）のとおり

イ 提出方法 持参、電子メール又はファクシミリ（着信確認の連絡を行ってください。）

ウ 受付期間 令和７年９月１日（月）～ 令和７年１２月３日（水）午後５時必着

エ 提出先 下関市こども未来部子育て政策課（事務局）

(2) 回答

ア 回答方法 電子メール又はファクシミリ（着信確認の連絡を行ってください。）

イ 回答日 令和７年１２月５日（金）まで準備が出来次第

※質問者に回答するとともに、市ホームページに掲載します。

8 提案書作成方法等

(1) 提出書類

提案書（任意様式）正本１部 副本５部

（副本は、参加者名や参加者名が容易に判別できる表現等を記載しないでください。）

(2) 提出期限

令和７年１２月１５日（月）午後５時まで（必着）

(3) 提出方法 持参又は郵送

なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等については、市はその責めを負わないものとします。

(4) 提案書の作成方法

別紙２ 提案書作成方法等のとおり

(5) 提出先 下関市こども未来部子育て政策課（事務局）

9 審査方法

(1) 評価基準

別紙 3 評価基準のとおり

(2) 候補者の選定方法

① 一次審査（書類審査）

提出された提案書を、下関市こども未来部子育て政策課が、上位 3 者以内を目安に、別紙 3「評価基準」に基づいて審査し、二次審査に参加する提案事業者を選定します。

なお、事前の選考結果については審査会において審査委員に開示し、意見を聴取します。

※ 提案事業者が 3 者以内である場合は、一次審査は行いません。

② 二次審査（プレゼンテーション）

本市が設置する「審査委員会」において、提案内容をより深く理解するため、提案事業者によるプレゼンテーションを実施し、総合的に審査した上で、実施候補者を選定します。

ア 提案書の内容について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施し、別途定める評価基準に基づき各審査委員の総評価点の平均点（以下「平均総評価点」という。）で審査します。

イ 失格者を除き、平均総評価点が最も高い者を候補者とし、随意契約の交渉を行います。ただし、その者と合意に至らない場合は、平均総評価点が次に高い者と交渉を行います。

ウ イにおいて、総合点が同一の企画提案者が複数いた場合には、審査委員の多数決により候補者を選定します。

エ 上記にかかわらず、平均総評価点が 60 点未満の場合には候補者として選定しません。

(3) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

提案書の内容について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施します。

ア 日程 令和 7 年 12 月 23 日（火）

（時間等の詳細については別途連絡します。）

イ 出席者 3名以内

ウ 実施時間 45分以内（プレゼンテーション30分以内、
ヒアリング15分以内）

エ 貸出物品 机・椅子・プロジェクター・HDMIケーブル
・延長コード

それ以外の物品については、企画提案者の負担において用意してください。

オ その他

プレゼンテーションの順番は市が提案書を受理した順番とします。

プレゼンテーションに出席しない場合は、辞退したものとみなし、候補者として選定しません。

10 選定結果について

選定結果は、候補者の選定後にプレゼンテーション・ヒアリングに参加した全ての企画提案者に選定結果通知書（様式11）により通知します。

また、選定結果通知書を発送した翌日以降に、次の項目を本市のホームページ（事業者の方へ＞入札・契約・登録＞下関市業務委託等の部屋＞プロポーザル情報）に公表します。

- (1) 所管課及び業務名
- (2) 企画提案者数
- (3) 候補者の名称及び総合点

11 受託候補者決定後から開設までのスケジュール

受託候補者決定後に、下関市児童育成支援拠点事業実施施設指定申請書をご提出いただきます。

- (1) 児童育成支援拠点事業所指定申請書の提出 令和8年1月中
- (2) 児童育成支援拠点事業所の指定 令和8年1月中
- (3) 児童育成支援拠点事業所の開設 令和8年2月中

1 2 契約締結にあたっての留意事項

- (1) 提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、候補者と当該契約の仕様等について交渉を行った上で、見積書の提出を求め、契約を締結します。
- (2) 下関市契約規則（平成21年下関市規則第29号）第29条に基づき、本業務の受託者は、契約締結時に契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金の納付が必要です。
ただし、同規則第30条のいずれかの号に該当する場合は、契約保証金を免除します。
- (3) 業務の全部又は主要部分を一括して第三者に再委託することはできません。
- (4) 業務の実施に際して個人情報を取得したときは、下関市個人情報保護条例（平成17年12月26日条例第459号）の規定に基づきこれを適切に取り扱うものとします。

1 3 情報公開

市は、提出された提案書等について、下関市情報公開条例（平成17年2月13日条例第16号）の規定による請求に基づき、第三者に開示できるものとします。

ただし、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合があります。

また、本プロポーザルによる契約締結前において、公正又は適正な候補者に影響が出るおそれがある情報については契約締結後に開示するものとします。

1 4 その他

(1) 提出書類の取扱い

ア 提出された書類は返却しません。

イ 提出後の訂正、差し替えは、市から指示があった場合を除き認めません。

ウ 提出された書類は、本プロポーザルにおける候補者選定以外の目的では使用しません。

エ 提出された書類は、選定作業において必要な範囲で複製する場合があります。

(2) 本プロポーザルに係る費用については、全て参加申込者の負担とします。やむを得ない理由により本プロポーザルが中止された場合においても、それまでに要した費用を本市に請求することはできません。

(3) 参加申込書の提出後に本プロポーザルへの参加を辞退する時（選定後に辞退する時も含む。）は、辞退届（任意様式）を提出してください。

(4) 次の事項のいずれかに該当する企画提案者は失格とします。

ア 参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合又は不備があった場合

ウ 実施要領に示した提出期日、提出先、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ プレゼンテーション開始時間までに会場に来なかった場合

カ 参考見積書の金額が見積限度額を超過した場合

キ 川中支所管内に拠点を設置し、川中支所管内のみの小・中学校の児童を支援対象とする提案書の提出があった場合

(5) 提案書の著作権は、当該提案書を作成した者に帰属するものとしますが、当該業務の契約相手となった者が作成した提案書については、市が必要と認める場合には、市は事前に通告することにより、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとします。

(6) 参加申込者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできないものとします。

(7) 手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限ります。

1 5 提出・問い合わせ先（事務局）

下関市こども未来部子育て政策課 担当 迫田、關川
〒750-8521 下関市南部町1番1号 下関市役所本庁舎東棟1階
電話 083-231-1353 F A X 083-231-1394
電子メール kmkosoda@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

1 6 施行期間

本要領は令和7年9月1日から施行し、本業務の契約締結をもって、その効力を失う。